

Q. 再編後は区役所に行かないと手続きが
できなくなるのですか？



A. 東・西・南・北区役所は、それぞれ、東・西・南・北行政センターに名称が変わりますが、
区役所のとくと**所在地も取り扱う業務も
変わらず、同じサービスを提供します。**

Q. 協働センターから支所になるところは
サービスが変わるのですか？



A. 舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・
龍山の各協働センターは名称が支所
に変わりますが、協働センターのとくと
**所在地も取り扱う業務も変わらず、
同じサービスを提供します。**

Q. 区再編で区名が変わると、住所変更が
必要になるのですか？



A. 区名の変更による**戸籍・住民票や自動車運転免許証など
の住所変更手続きは、ほとんどの場合ありませんが、
一部手続きが必要となる場合があります。**詳細は、8ページ
から10ページに掲載しているほか、市ホームページ
や動画にもまとめて掲載しています。

動画



Q. 区役所や行政センター以外の身近な施設で
手続きができるところはあるのですか？



A. 戸籍・住民票の届出、証明書の発行をはじめ、印鑑登録、税証明、福祉、
国民健康保険などのうち**一般的な手続きは、再編後も同様に支所、
協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンターでも行うこと
ができます。**
支所や協働センター等の所在地は20・21ページに、ライフステージ別
手続き別の取扱施設は22ページ以降に掲載しています。

区再編に関する動画・ホームページを公開していますので、ぜひご覧ください。

区再編について	市政情報番組 特別号区再編について	区再編決定 (区設置等条例議決) までの経緯	区再編の意義・目的	再編後のサービス 提供体制・ 住民自治の姿
HP 	動画 	動画 	動画 	動画 